

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定  
について

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと  
する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める府令等の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正)

第1条 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように  
改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正)

第2条 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図る  
ため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備  
の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組  
等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における  
安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等  
における安全に関する事項についての計画(以下この条において  
「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置  
を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に

限り」を加え、ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直し

を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の

確認を行わなければならない。

(日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

## 参 考

### 改 正 要 旨

#### 1 児童への懲戒に関する規定の削除

幼保連携型認定こども園・保育所の管理者及び家庭的保育事業者等が行う児童への懲戒に関する規定を削除することとした。

##### ※ 家庭的保育事業者等

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う者をいう。

#### 2 家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者への義務付け

##### (1) 安全計画の策定等

利用者の安全の確保を図るための安全計画を策定するとともに、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

##### (2) 自動車運行時の利用者の所在確認

利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等の方法により所在を確認しなければならないこと等とした。

##### (3) 衛生管理等に係る研修等の実施

職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために必要な研修等を定期的に実施するよう努めなければならないこととした。